

(仮称)持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案について

- 「(仮称)持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」については、生産面に焦点を当て、将来にわたり持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることとして、「生産力の向上」と「環境保全対策」を柱に検討を進めてきたところ。
- 今回、取りまとめた条例要綱案については、環境・農水常任委員会に報告した後、8月からの県民政策コメント等により意見を伺う予定。

1. 条例素案に対するこれまでの主な意見

(1) コンセプト

- 農業者の収益性を高めることが必要
- 「儲かる」という要素を盛り込むべき

(2) 具体的な施策

- 需要を拡大する施策が必要
- 温暖化による収量・品質への影響を回避するための施策が必要
- 主要農作物の種子供給について継続した県の取組を期待

(3) 全体

- 農業者を応援、農業への理解を促す条例であってほしい
- 滋賀らしさとしての集落機能や農業・食の大切さ等を入れてほしい

上記(1)～(3)については、要綱案に反映するとともに、条文に盛り込めない内容は制定の理由等で表現。

2. 今後の予定

令和2年8月 3日 (月)	環境・農水常任委員会
8月24日 (月)	滋賀県農業・水産業基本計画審議会
8月～9月 (予定)	県民政策コメント
11月	県政経営幹事会議・県政経営会議
11月	環境・農水常任委員会
11月県議会	条例案提案
令和3年4月1日	施行